

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第三号

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新米生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫補助等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出政策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十二號)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願(第七十七號)

○主貨需給計畫の根本的改正に関する陳情(第七十四號)

○養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十號)

○愛知縣鹽川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)

○農業技術者の給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)

○農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百九號)

○養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六號)

○農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九號)

昭和二十二年八月五日(火曜日)午前十一時二十五分開會
本日の會議に付した事件
○本年度産米、甘藷、雜穀等の供出對策に關する件

○食料品配給公團法案
○油糧配給公團法案

○委員長(補見義男君) それでは只今から委員會を開催いたします。最初に農林當局から本年の産米の供出要綱をいただきます。供出對策について御説明を願います。それに關して質疑をいたします。と思います。大體午前中で済ませまして、午後公團法案の方に入りたいと思います。さよう御了承願いたいと思います。そこでは井上政務次官から……

○政府委員(井上長次君) 只今委員長から御紹介を頂きました昭和二十二年産米、甘藷、雜穀等の供出對策につきまして、政府といたしましては、今年から來年へかけての食糧の事情、それから現在の農村の實情に鑑みまして、速かに供出對策要綱を決定いたしました。これを實行したい、こういうつもりで、かねて各農村關係の諸團體、又國會、衆議院、參議院の皆さん方の御意見を十分伺つた上で、尙關係當局の方面の意見も伺いました上で、最後の案を決定いたしましたと考えておる次第でございます。今これからお話をいたします。要綱は、單に政府が各方面のいろ／＼な意見と、昨年の供出對策の要綱を實行して参りました、それによつて起りましたいろ／＼な希望なりの要求を加へまして、新しい一つの要綱としてこういうやり方で行つたならば、という試案を示すのでございませう。従つてこれは決定案ではございせん。皆さんの御意見を聴いて、更に

によりよい案を作りたいというのが政府の意向でございます。そこで今政府が本年の産米並びに甘藷、雜穀等に對して供出對策を考へております。重點は、一つは、割當方法を從來よりも一層民主化的にやりたい、民主的にやりたいということが一つ、その次は割當の基礎となりまして收穫高を一層正確に掴みたい、それからその次には、農家に供出の責任を教養を知らしめる。そして今度は實收高が豫想收穫高よりも超過した場合、その超過の分に對する處置を特別に購すること、それから第四番目は、生産者價格はどうするかという問題でございます。これは大體農家の再生産の保障、それから農家の再生産の確保と、國內の食糧の需給操作を圓滑にするために、農家のそれぞれの經營形態と、食生活の實態に即しまして、これを調整したい。それから第六番目は、農家の經營及び生活に必要な必需物資を重層的に確保いたしまして、供出の裏付けにいたしました。第七番目は、單作地帯に對する総合的な對策を立てたい。第八番目は、供出に對しては以上のようなことを行いますが、更に具體的に、實際それを行きかない農民がございました場合に對する強制處置を合理的に行う。こういう大體八つの重要な要綱に基づきましてやりたいというのであります。

そこでこれを更に具體的に細かくお話をいたしたいと思ひますが、第一番は收穫高をどう正確に掴むかという問題でございます。この問題に關しましては、本年は御存じの通り豫想收穫高を掴まして、それによつて農家の供出責任を決定するのであります。これは近く皆さんの御審議をお願いいたします。農民生産調査法が出來たというところ、その調整法によつて當然作付計畫が實施されますから、作付計畫が實施されますと大體豫想收穫高といふものが掴めますので、來年からはそういうことは必要はないのでありますけれども、本年におきましては實際において間に合いませんので、豫想收穫高を把握する處置といたしましては、大體次のやり方によらなければならぬのではないかと、それはこの供出割當の基礎となる收穫見込高は、別に定める要綱と、いふのがございます。別に定める要綱といふのは、これは近くあなたの方にお渡しいたしますが、二十二年産米及び甘藷收穫高調査要綱といふのを決めてございまして、この調査要綱によりまして作物報告事務所、食糧事務所において實施いたします。基本調査を基にして決めるのであります。それは第一は作付面積、それから段畝收量、それから第三番目はその調査の正確さ、それから第四番目はその調査を行うについての市町村長、食糧調査委員會、農地委員會、農業會、農民組合等の意見を聴き、又これだけの各團體の協力を求めて合同調査等の方

法を完成するという、大體大まかに四つの要綱に分かつて收穫高の正確なる把握をいたしたいという考え方でございます。

そこで第一の作付面積におきましては、八月一日に實施します臨時農業センサスの結果を基として、生産者から、即ち耕作農民から期別の綜合作付面積を申告して頂きまして、それから更に農地委員会の調査の結果を參考として作付面積の検討をするなど調査の正確を期したい。

それから反當收量は八月一日及び八月二十日ごろにその當時生育しております状況を詳細に調査いたしまして肥料の事情、それから氣象の事情、鹽鹼考照試験等の作況判定の資料によつて綜合的に反當收量を決めたい。

それから第三番目はこの調査を行うのについての調査の内容方法が、その當該の市町村代表者、及び生産者に十分に正確であり、それが誤りないものであるかということの公正なる認識をして頂く。このことが非常に大事でありますから、この調査は公明正大な立派な調査であるということは何人も認めるという、このやり方を確立する。

そのことのために最も申しました通り、作物報告事務所及び食糧事務所長は必要に應じて調査に關して府縣市町村食糧調整委員会、農地委員会、農業會、農民組合等の意見を聴くと共に、更にこれら諸團體と調査班を編成いたしまして、合同調査を行う等の方法によつて、町村間の不均衡を直すということ、それから府縣間の不均衡を是正するということ、そういうことに努めたいと思つておるのであります。尙これらの報告は一方的報告であつたの

ではためでありましたので、作物報告事務所長と食糧事務所長は調査の結果を作物報告委員会に於て、十分検討の上で調査を決定する。つまり報告委員会というものを構成いたしまして、その委員会で十分検討を加えて見る。そしてこれが公正妥當なる調査であるということを決する。政府は大體この決定を最後案として大體進んで行きたいという方針を持つております。

これは町村の場合においても行われませんが、都道府縣においてもそれをする。更にその次には雜穀の問題についてであります。これによりましてこの雜穀の調査は現在の作物報告事務所によつてやるということが、いろいろ困難な事情がありますので、本年に限りましては食糧事務所においてその調査をいたし、その調査をいたしたいという暫定處置を講じたいと思ひます。

こういう供出の基礎となります收穫高の正確なる把握をいたすためには、何と申しましてこの調査は調査が公正であると共に、その調査を基礎にしまして調査を實行するに當つて、あくまで民主的な方法によつてこれをやるという行き方を採りたい。そこで政府はかねて府縣及び市町村に食糧調整委員会又は食糧委員会を作りまして、調査等についていろいろ御意見を拜聴して参つたのであります。またその構成及び運用の上にも十分なものがないとしまして、新しく次の要綱によりまして食糧調整委員会を作つて、適正なる運用を行いたいと考えておるのであります。それでその食糧調整委員会は

どういふ一體構成及び運用をしようとするか、これは大體大まかに申しますと、當該市町村と、それから府縣と、それから政府との三つに重要な食糧委員会を作りたい。ただ地域的にいろいろ不便がございますので、それらの地域におきましては現在の地方事務所を單位にする食糧調整委員会を設けてよい、こういう考え方であり

ます。そこで第一の市町村食糧調整委員会の委員は左の者をもつてこれに當て、會長は市町村長とすること、

一、當該市町村内に住所を有し、一定面積以上につき耕作の業務を営む者及びその同居の親族が市町村長の定める選挙區ごとに同上の者に付き選挙したる者十五名、だから市町村の食糧委員会の委員はその市町村に居住しておつて一定の面積の耕作をする者、又同居の親族が町村長の定める選挙區ごとに同上のものにつき選挙したる者、これを大體十五名置く、その外に學識経験者及び消費者代表として市町村長が選んだる三名以内、但しその選任については、詰り選挙された委員の過半数の同意を必要とする、つまり市町村長が獨自で勝手に決めるというわけにはいかない、選挙された委員会で過半数に同意して貰わなければ、學識経験者及び消費者代表たりとも選任することができない。

その次に都道府縣の食糧委員会は、知事が會長になります。そして都道府縣知事の定める選挙區ごとに市町村食糧調整委員会の委員及び會長の中から一名、それから知事が必要と認めた場合には二名というものを互選をいたしまして、この外に學識経験者、それから消費者代表を府縣知事が選んだる者、但しその数は委員の四分の一以内

として、選任については右の委員の過半数の同意を要するというのが最も申したのと同じであります。それから最後の中央の食糧委員会でありまして、これは大體農林大臣の指示に基きまして、主要食糧の市町村別供出調査をしようとするとき、市町村長が都道府縣知事の指示に基きまして主要食糧の生産者調査をしようとするとき、又市町村食糧調整委員会で決議するものとする、こういうふうにしておるの

であります。そこでこの中央の食糧委員会の構成は、國會議員と、それから生産者團體の代表者、それから消費者團體の代表者、學識経験者を政府が委嘱する、その會長は農林大臣とする。

大體この中央食糧委員会が政府の調査計畫を討議して頂きまして、ここで大體決まつたものを下部組織に相談を持つて行く、この期間に下部からもやはり上申をして来る、ここで大體調査及び食糧管理に關する重要な事項を調査審議し、又政府に建言する機關にしたい、こういうつもりでございます。

そして、そういう大體三段階の機關を設けて、できるだけその調査が公正妥當に認識して貰いたい、又一般の人々もこれに協力して貰うような方向を取つて行きたいと考えております。

その次には、今度の供出調査対策は、最も申しました通り、豫想收穫高に基きまして供出の責任数量を調査するのでありますから、當然その實收高と上に開きの出て来ることは事實であります。そこで豫想收穫高との差違の問題が起ります。加減の問題が起ります。そこで豫想收穫高よりも實收高が

殖えた場合、超過した場合にどうするか、その場合は全部政府に一つ超過供出として出して貰いたい。その場合には別に政府は一定の特別措置による報奨金なり報奨物資によつてそれを引取りたい。それから今度は逆に豫想收穫高よりも實收高が、減収であつた場合にはどうするか、この場合は市町村間において調整をやつて貰いたい。市町村間でどうしても調整が困難な場合には縣の間でやつて貰いたい。縣の枠でどうすることもできない場合には、農林省の方に申し出て、國の枠においてこれを調整する、こういう行き方も大體取りたいと考えておるのであります。

その次には、生産者價格の問題でございます。この價格をどう決めるかという問題は、供出の上に重大な影響を持つておりますので、政府といたしましては、農家が現在耕作に必要な再生産資材、それから現に農家の生活必需資材等を參考といたしまして、これをいづゆるパリティ計算によつて割出して米價を決定いたします。その決定いたしました米價の發表は大體十一月にいたしたいという豫定でございます。但し九月下旬から十月に早場米が出ますから、これら早場米及び早掘り甘藷には暫定價格を以て次の新價格との調整を圖りたい、こう考えておるのであります。尙この價格決定に伴います報奨金の問題、早期供出に對する報奨物資の問題等がございます。これは私の方の事務當局ともいろいろ懇談をいたしておるのであります。これも毎年問題になりますところの北陸、東北、北海道の單作地帯の米作一

陸、東北、北海道の單作地帯の米作

この場合私も考えさせられる問題は、市町村なり、或いは地方事務所なり、これは郡単位であります、或いは縣なり、或いは國なりの各種の委員會の間の決定した額に喰ひ違ひができた場合には、これをどういうふう調節するか、この場合には基本的な調査が完了しておつた場合には問題はありません。この場合今まで私の経験によりますと、食糧検査所の調査と、農産會の調査と、市町村食糧調整委員會の調査の間に於ては、一郡において幾百町歩、一縣に數千町歩の耕地面積の喰ひ違ひというものはざらにあるのであります。少しも珍らしいことでは

き耕地面積上の喰い違ひが出て来るだけであります。ところがこれはどうしてそういう結果になつて来るかといふと、各市町村に農林生産調査委員というものがおりますが、これが任命されておりますけれども、大體一年や二年間に三十圓くらいであります。これを市町村が天下りの任命いたしました、又その受けた農林生産調査委員も、又その受けた農林生産調査委員も、或いは供出制度に對する定の見通しもなしに、ただ近所購を賣いて廻つて、その聞いた通りの報告を縣に出しておる、農業者は農業者で、農業者の見地から勿論査をする、食糧検査所は食糧検査所で又別途の考で電査をするというふうに、この間の喰い違ひが、今申上げた通り恐らく全量においては大體な面積の喰い違ひを占めておると思ひます。そこで私は先づ申上げた各市町村、郡、縣等のこの面積上の喰い違ひをなくして、供出額の合理化を各段階的な面で解決して

くためには、その具體的な調査の正確であることが第一條件であると思ふのであります。そのためには少くとも農林生産調査委員等の手當も増額して、市町村長が、或いは市町村の食糧調整委員会が、こういう問題に最も熱意を持ち、卓見を持つた人を農林生産調査委員に任命する必要があると思ふのであります。そうして少くとも基礎的な数字の上に絕對に誤りを來たさないようにすることが非常に大きな私には條件であると思ふ。

もう一つは先程幸ひこの問題については農林當局の方で原案の中に織込まれたようであり、各市町村、郡、縣との不均等の問題であります。自分の村では一番合理的で、これ以上も民主的なものはないという確信を以て供出調査をいたしましても、その隣接町村との差が甚だしい場合におきましては、その理由によつて供出が極めて不成績に終る、こういう例は幾らでもあります。何故こういうことが起つて来るか申しますと、これにはいろいろ理由があるでありますが、大體今、前に申上げました基本的な調査の喰い違ひがあるということが一つ、或いはこのことはいふことではないのであります。當該市町村長、地方事務所長、縣知事の運動が奏功したかどうかということで、可なり割當が違ふのであります。これは事實であるのであります。こういうのは非常に悪いことで、一番正直に一番具體的に科學的な調査報告をして、これならいいと思つたところが、その村が一番馬鹿を見るというふうなことはよくいわれる、日常社會における問題と同様の問題がこの供出の面にもあります。即ち

或る一定の政治力を以て當該市町村長、或いは地方事務所長、縣知事等の運動によつて、その割當の數を左右するといふやうな弊害は斷然一掃しなければならぬと思ふ。そういう意味におきまして、今度この食糧調整委員会が一般公選によつて選ばれるといふことは非常に結構であります。と同時に私は割當なり、その他の、例えば先程お話しになりました農業再生産に必要な資材といふものを確保する、或いは農林生産物と工業生産物の價格差をなくする民主的な供出制度を取り、保有量の調査を合理的にやりませんと、ただ公道をやりましても、供出を輕くしてくるということを言うやうな人だけを選舉します。必ずやうな結果になります。そうでありますから、この場合にはあくまで一面において、そういう供出制度を完全にし、今までの農民の大家の要求を納得する態でその所期の目的を達成することはできないと思ふ。従つて公道に必要な副次的要素といふものは、今申上げましたやうにあくまで合理的な割當が伴う場合だけだと思つておきます。

それからもう一つは、これはお尋ねしたいのであります。農家の保有面積に應じて農家の保有米の量を遞増して行きたいという案をお持ちのやうであります。それは結構でありますけれども、同時に一面農家の耕作面積の多い方が、或る程度遞増的にその供出も多くなるといふ一面も伴いませんといふと、食糧は依然として困難をして、富農だけが非常に供出後の殘存食糧を多分に確保する。こういう結果になると思ふのであります。そういう意味にお

きまして、私は自家保有米を遞増的に多くするのは結構であります。同時に供出面におきましても、或る程度こういう考慮が拂われなければならぬのじやないか、こういうふうに感ずるわけでありませう。

もう一つ、最後に、これは御注文であります。今農林政務次官の最初のお話の中に、今御説明になつたことは決定的な原案ではない、衆議院參議院の兩委員會の議を経て、より良き案を持ちたいといふお話がありまして、非常には結構な話だと思ふ。この意味におきまして、我々は自分らの意見もどんで申上げますが、原案をなんでもかんでも固執するということではなしに、あくまで良し言があつたら、これを積極的にこの原案の中に織込まれるやうな御努力を切に希望するわけでありませう。

○松村眞一郎君 私は今食糧供出の問題について根本的な政府の考案を決めて頂きたいと思ふ。いわゆるどこまでが法律の責任か、どこまでが道徳的義務であるかといふ區別が明確でないと思ふ。先程お述べられたところによりますと、一應正確に決めた以上は、それは強制するとお述べられておりますが、強制は法律の強制であるのか、一體道徳的強制であるのかといふことをよく頭に入れなければならぬと思ふ。道徳的であるならば強制はできません。元來政府は報奨物資なり、報奨金といふことを始終おせられるが、それは根本的に無理があるから報奨といふ問題が私は起るのじやないかと思ふ。若し租税のやうな趣旨で、法律的に合法に或る標準を決めておつたならば、それは徹底的に私は行われるべきものだと思う。そういう意味において今參議院なり衆議院なりの意見をよく聴くと云われますが、聴く方法は私は法律によるより外ないと思ふ。或る部分は法律にならなければならぬ、それは當然國會の意見が反映する。供出制度について法律が殆んどないといふことが私は大缺點であると思ふ。或る部分は法律にこの際お譲りになつたらやからうと思ふ。その點は何も農民に對して報奨を提供する必要はない。我々が租税を出すのと同じである。そのことは無理があつてはいけません。合理的なものを法律で強制する。併しながらその外のこととは道徳的の責務といふ意味につきましては、できるだけのことを考へるという工合に、どつちか明確にこの區分をしなければならぬと思ふ。平野大臣は新聞に報奨といふやうな點について從來の内閣よりも重點を置いておられる。そのことが供出が無理であるといふことを裏付けしておるのじやないかと思ふ。報奨にます／＼力を入れなければ出て來ない。そうしなければいけない。それが無理である。こういう思想が流れておると思ふ。それから報奨制度に餘り重點を置かれるといふ考え方は、根本において私は共鳴いたさないものであります。そういう意味において御考慮願いたい。今ここにいろいろなものを或る部分は必要である、こういうお話でありますけれども、大綱についてはある程度法律にこの際お移しになつたらどうかと思ふ。いろいろ／＼な委員會制度であれば政令で出すといふことにして、そうすれば、議員は徹底的にそこで意見を討つわけでありませうが、政府の内部においてお決

めになつたものは、その都度委員會などに報告されて新聞などには出ますけれども、出るだけで直ぐ消えてしまふ。法律であればよく國民は検討いたします。そういう意味におきましてこれから後の制度、新しい供出制度については或る部分を法律政令において明定せられんことを要望いたします。

○岩本哲夫君 先程來井上次官のお話を各般に互つて承りましたが、やはりその中の一部は新聞紙上にも誤つてか本筋が分らんが、掲載されておる向もありませうし、又こうした重要問題も、その筋に政府が内交渉をせられる以前に、やはり只今のやうなお話が衆議院にちよつと意見を求められるという趣旨ならば、政府の大體の輪郭を書類を以てお示し願ひたいのが第一であります。元來農林大臣が今度の供出制度には根本的な改革を加へるといつたやうな聲明がしば／＼各報場であつたわけですが、そうした根本的な改革をするといつたものに對して、先程來の説明はある意味において技術的な方法であつて、根本的な問題に觸れておらない。只今松村委員からお話がありました。これを法律的に三千何百萬人からの農家を相手にいたしましての法律一本の制度もいけません、且つ又道徳により制約一本もいけません、結局私は法律と經濟兩方面を以てこの供出の根本方針を建直して貰いたい。毎年超過供出であるとか、報奨物資であるとかいつたやうな、價格と數量を追いかけておるやうな政府の醜態は止めて、この際根本的に法律と經濟兩面から……この餘剩品すべてを把握して、割當てられたものを完全に收録するといふやうな、法律と經濟兩面から見合

見かこの供出の面にあります。思ふのであります。その意味にお
ておつたならば、それは徹底的に私は
あります。政府の内部においてお決
いうような、法律と経済両面から見合

つた供出の根本的改革に觸れなければ、いつまで経つても足りないから割當する、出ないから報奨物資を出すといったような追いかけて供出制度はかりに追われて、運配の上送り、配配の繰り返したておるといつたような事態に陥る恐れがあるし、この供出制度を根本から誤るから漏れるものが価格、流通となつて、一般の経済物資を混乱に陥れておるといふような、實に重要な問題でありますから、先ず根本的な問題に觸れてから各項に互る名方面の審議なり、意見を求められるといふような措置を先ずお願いしたいのであります。それには重ねて申し上げます通り、政府がまだ秘密にされておるかどうか存じませんが、御案もあるようでありますから、そのした案を文書で以て本委員会に提出をお願いいたします。

○岡村文四郎君 生産調査で詳しい御説明がございましたが、生産調査は御承知の通り非常に面倒なものであります。いかなる調査を行つても私は完全なる生産量を掴むというのとは不可能ではないかと思ひます。そこで今までやりました坪測り、坪刈りをして、そして實に綿密にやつたと考えております。その生産の實際とは違つて参ります。そこで非常に困難でもあるが、一方数字を大體握るといふことはこれも調査の一法であります。餘りに念の入つた調査をすることによつて、それが逆に非常に生産量を誤る結果に終ることを申し上げます。

それから松村さんからお話がありましたが、法律的に供出を定める。こういうお話であります。農業はど實に、租税を出すような心持で眺めるもよい

又これ以上法律的にどうする。こうするといふことは毛頭考へては困るのであります。そこで百姓の實際の生活事情を十分把握して、然る後に調査をするもの結構であるが、喜んで出し得るような措置を講じて貰ふ。報奨物資も何と要りません。そこで百パーセント供出したものは公定価格で買ひ、百パーセント以上供出したものは、この報奨物資とか、いろ／＼なものによつて高く買ひといふようなことを今後考へて貰うようにして欲しい。それは最初からなんぼあつても早く出してやらなければいかんといふように、喜んで賣る価格を決め得る措置を講ずることが最も大事であつて、いかに生産調査を綿密にやつても、いかに法律を拵えても、これは罪人を作るといふのならば別ですが、そうでなくして肝腎な食糧を本當に氣持よく出さして、この危機を救うといふお考えならば、喜んで出し得るような方策を講じて貰ひたい。これは何も面倒なことはありません。是非そういうようなことにお考えになることをお願いしたいのです。餘りにむづかしい法律を作つたり、百姓が一歩嫌いな業をやつておられる、これ以上押し込むようなことはやつてはいけません。これをお願いいたします。

○松村眞一郎君 私は全部法律でやれといふことを申したのであります。どうしても或る部分を強制するといふことをおとしやつておられます。強制的といふことは法律上の責任としての強制という意味からお話をしておるのであります。全部こんなことを強制して法律でやる。このことは毛頭考へておりません。或る部分は我々が租税を出すような心持で眺めるもよい

ではないか。そういう意味におきまして或る部分は法律に移し、或る部分はあくまでも農家の心からの道徳の遵行としてやつて頂きたいといふことは、ちつとも變つておりません。全部そのときそのときの情勢でなさるといふことよりも、もう少し固い所があつてもよいではないか、こういう意味で申し上げておりますから誤解のないようにお願いいたします。

○北村一男君 只今岡村さんのおおせになりましたことは、私は至極同感に存じます。つまり超過供出に對して報奨物資をやるとかといふことは、農村は必ずしも望んでおられないのみならず、その物資の中には農村としては迷惑なものもあつて、それでありながら、どうか超過供出に對して報奨なさるでも、喜んで供出しますように、相當の生産量を償ふことのできるような供出価格を御考慮願ひたい。それについてはペリテイ計算をなさるものであります。その資料を我々にお示し下さいまして、私が納得できるようにして頂きたい。これが一つであります。それから先程羽生委員のおおせになりましたように、その供出割當につきましては、政治力の強いといひます。腕つ節の強いといひます。そういう村長なり有力者のために村が弊一本で以て一段について三斗とか、四斗とか、ただ行政監督の運うといふことで供出量の運うことが非常に多くございまして、これが、農民の供出意欲に非常に影響いたしますから、こういう點についてはどういふ御考慮をお拂ひになるか、そういうことも十分にお考え願つて頂きたいと思ひます。それから今農家の一番望んでおります

るの、私も耕作農民の一人といたしまして、農機具も非常に不足いたしてあります。肥料であるも存じます。ところが平野農林大臣は、今年は天候は悪かつたが、肥料は相當に薄山配給したから、まあ平年作くらいには行くだろうといふようなことを談話でおおせになりましたが、今年は成る程肥料の量といふものは去年より多いようでありまして、私の新潟縣に配給になりました肥料は石灰窒素が多ございまして、そのあとで配給になつたのはもう本年の用をなしません。又肥料の量の中に囚はれず肥料の品種といふことも十分お考えにならんとすると、折角配給して下さつても用をなさんことがございまして、これは十分御考慮を願ひたいと思ひます。

○板野勝次君 先程二、三の委員の方から供出の問題とか、米價の問題、その他非常に重要なものは文書で何とかして貰ひたいといふ意見が出ておつたのですが、私もいろ／＼質問したい面もありまして、各委員の方でも部分的に根本的にいろ／＼質問に差違が出て参りました。重要な問題でありまして、既に新聞紙等でも出ておるのですから、大體要點だけでも出して頂いて、一つ纏めて審議して頂ければ、非常に時間も短縮されるかと思ひます。そのことを先ず決定して頂きたいと思ひます。

○委員長(補見義男君) 今まで各委員の方々から御意見なり、或いは御質疑があつたのをそのままずつと續けて聽いたのですが、ここで中間的に御質問のあつた點を政府の方からお答え願ひ、それから又板野さん、それから岩木さんからも御議論があつたのです

が、そういう點もはつきりして、それから更に次に移る。こういう順序にした方が、却つて進行上いいと思ひます。そこで先づ第一に原案の問題、これは私から申上げるのですが、先程政務次官からも参議院なり、或いは衆議院の意見をきいてやればよい、こういうお考え、これは結構だと思ひますが、そこで今お聞きのように、岩木委員、或いは板野委員からも、新聞にも一部出ておることだから……、尤もこれは委員会としては政府側で御懸念になるようなことであつて、絶対に外部には洩らさないといふ取扱ひをして結構だと思ひます。何分にもただ話を伺つただけで具體的に意見を申上げる場合にも根據がはつきりしない所があると思ひますから、若し差支えなければこれは是非極秘扱いでも結構だと思ひますが、資料、原案をお示し願へれば非常に結構だと思ひますが、そういうふうにお取計らい願へませうか。

○政府委員(井上長次君) 實に申し上げますと、これは御相談でございまして……

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

○政府委員(井上長次君) はあ。

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

○委員長(補見義男君) 速記を止めませうか。

題に關聯しての御質問があつたのでありますが、それから北村さんからバリエー計算の根據と一つはつきりして頂きたいということがございまして、外にあつたかも知れませんが、今日のところは……

○政府委員(片柳眞吉君) 私からお答え申し上げます。澤山ございまして、第一點が保有量の問題であります。先般政務次官から一應お話をありまして、これは實に司令部等の關係で相當論議があると實は豫測をしておりませんが、現在の制度が一應經營の大少如何に關せず、ともかく農家としては平均に合致全部保有する。こういう關係になつてゐるわけですが、それを少し補助性を持たせまして、或る程度經營面積に應じて保有量が殖える、こういうことであつて、結局一段歩をやつて、おる農家も、或いは一町歩やつておる農家も、保有量は同じく四合たというところは、事實上却つて不均衡ではないか、こういう見解で、實は昨年も關係とはいろいろ論議をいたした間にあります。本年ももう一遍これを上つ返してやつて見たいと思つております。目下相談中であり、従つてこの制度を取りますれば、おのずから經營面積の大きい農家は比較的に従来よりも供出は減るといふ關係になるのであります。

○羽生三三君 私にそれでは困るからという質問ですから、詰り經營面積の大きい農家が供出が減少してしまうというのでは困るという質問です。

○政府委員(片柳眞吉君) それは分りますが、私の方ではむしろ反對の方を申上げております。この邊は御意見と

して十分お聴きをして置きたいと思つておりますが、むしろさうな方が實體に合うのではないだろうか、こういうような意味で考へておるわけであり、この點は併し相當大きな問題であります。十分一つお聴かせを願ひたいと思つております。

それから松村委員からお話のありました法律の責任と、道徳的責任との分界の點であります。これは正しく昨年の一〇〇%の一〇%供出につきましては、確かに御指摘のような混淆が私にはあつたと思ひます。ただ現在の食糧管理法におきまして、食糧管理法の第三條によりまして割當が決まり、第三條の數はあくまで法律的な責任であるのでありまして、ただ割當を決める方法等がすべて命令に委任をされておるという關係が、非常な非民主的である。こういうふうにも考へておるのもあります。この點は或る程度全部命令に譲らないで、必要なものは或いは法律化するということも、これも今後十分に考へて行きたいと思つております。ただ昨年の問題は正しくさうな、多少混淆があつたように私共は解釋しておりますが、この分界點はあくまで今後はつきりして行きたいと考へております。

それから割當の均衡問題について、二、三の委員の方から御質問なり御意見がございましたが、私共も割當をいたした場合につきましては、勿論割當の絕對量それ自身が歸するところは問題であります。併し概して言いますれば、むしろ横の均衡が取れておるかどうかという問題が、一番大きな問題と思つておるのでありまして、この點は過去の割當の會議にをきまして

も、この點は特に横の均衡につきましては注意を拂つておるのであります。この均衡を得るためにどういうような方法を取るかという問題で御質問、御意見があつたのであります。遺憾ながら或る町村からは相當きつめな申告もあり、又或る町村からは非常な不きつめな數字も出て来る、こういう關係であるのでありまして、この四凸を直すことにつきましては、いろいろ問題がむづかしくあるわけであり、先ず私の方では食糧検査員が検見をいたす場合に、検見であります。その當然に起る得るわけであり、その個人の甘い辛いを直すという意味で、できるだけ一定の班を作りまして、數人の目で検見をいたすということは今後は勵行して行きたいと思つております。

その次は、先般岡村さんからお話がありました。どうも坪刈り、全刈りをやつて見まして、小さく見て行つた結果が、却つて實際に反するといふやうな嫌いも確かにあると思つております。むしろ、それもいたします。或いは氣象條件なり、或いは降雨量なり、その他の客觀的なその年の状況から遠觀的な判定をいたすものと、兩者相俟つて行きますと、重箱の隅をつツ突いて行つて却つて全體の山の姿を見失うといふやうな嫌いもあります。今後の場合におきましては坪刈り、全刈りも勿論これは勵行いたして行きますが、それと併行いたしまして、やはり日照時間なり、或いは氣温なり、或いは降雨量その他の條件から科學的な、或る意味で遠觀的な調査も勵行して参りたいといふやうな

ことで、横の均衡も併せて期して参りたい、こういうふうな考へておる譯であります。それからバリエー計算の資料につきましては、これは相當詳細なものがあり、一應直接の責任官廳が物價廳にあり、大體了解がつき得ると思ひますが、了解がつかない上はその資料を提供いたしたいと思ひます。

○島村重次君 數項に互つてお尋ねして見たいと思ひます。第一は收穫高に對する、調査の問題であります。結局本年度の供出の根本をなすものはこの適合がどうかといふことにかかると思ひます。從來の例から行きますといふと食糧事務所なり、食糧検査所は今ではないのですが、食糧事務所の調査といふものに非常に缺陷があるといふことであります。それは理窟は立ちましても事實においてはさうなつていない。そこでいろいろの實例は申上げた。要綱で、これは七月三十一日に出た朝日新聞のようですが、今御説明になつたのと殆んど同じです。これはもう公になつておるものであります。これを中心にして申上げますが、調査といふものが成育の状況、肥料事情、氣象状況、豐凶考照試験等によつて作況判定といふものを綜合的に判定する、こういうふうになつております。併し坪刈りについても今の缺陷があるわけで、我々は多年この坪刈りをやつて見ても、地力の悪い所は見えたもので、やはり悪い。併し地力の良い所では坪刈りをやつた當時よりは尙實際に收量が多いといふのは、これは事實なんです。そこで貨價價格とか、その他

によつて地方計算といふものをこの調査の根本に入るといふこと、これはどうして割當の公正を期する上においては是非考へて行かなければならぬ、一つ、もう一つは私は丁度その割當をやつて来たのであります。その時に問題になりましたことは、部の本當の百姓の割當、對する部と聞くと、地方によつて判定をした方が大體公平を期せられますが、ところが不可抗力による減收といふものがある。それと地力による計算に持つて行つて、或る程度加味すればもう文句はない。こういうふうな一般の意同であつて、これは數年來やつて見てこの方が一番適當であると思ひます。それについて雜音が入りて行く、我々から言へば、實情なものでありまして、食糧事務所が或いは他の方から見まして、さうして調査とやらされたものが却つて雜音のためにその部割當の公正を期せないといふのが、今日の現状だと思ひます。これは餘談になりますが、地方計算をこの計算に入れて貰ふといふことを一つ考へて貰ひたい。それからもう一つは先般新聞の例でお話になつておりましたが、或る種理論的考へますと、今度は保有量を除いて取つたものは皆出すんだという、こういうことになつておるやうであります。併しどうしてや、やはり經營規模の大小によつて非常に違つて来るわけなんです。一段歩作つておるものが出する場合、一町歩作つておるものが出する場合とは、非常に精神的にも實質的にもゆとりがあり、大きい農家が今では餘計持つておるわけなんです。それが今日の間の根柢をなしておる。これはもう確かに事實だと思ひます。その點を食糧長官は先に確

的根據から言へば逆の議論を持つておると言われるのでありますけれども、それは政治の實體が分らないければいかんと思ひます。この點に對して適當な調整方法を、經營規模によつてやるというのを加味するといふことが必要であると思ひます。これは希望であり、私が申し上げ置きます。それから今度の委員会は、政務次官のお話により、一應この機關は町村長なり、知事が委員長であつて決議機關なりや、諮問機關なりや、これが大きな根本問題だと思ひます。尙それに關連を持つて調整する場合に、天降りの調整でないとおつしやるが、町村の委員會が基礎になつて調整を決めるのか、或いは政府で考へられた作況報告によつて、逆に今まで通りに示した上で、そうしてその調整だけを委員會にやらせるのかどうか、これは重大問題だと思ひます。この點に對する考へを承りたいと思ひます。それから少しい時には、町村間で調整し、町村間でいかな場合には縣でやり、縣でいけな場合には農林省でやる。これは委員會でやるのであるが、從來のごとく行政系統でやられるのであります。それからそれは新聞が間違ひであるかも知れませんが、委員長は互選によるということになつております。これは只今の説明と違ひようですが、この點に對するお答を願ひたいと思ひます。尙府縣の構成について先程御説明があつたのであります。もう一回府縣の段階の構成についての、御説明をお願いしたいと思ひます。

○羽毛三七君 先程具體的調査といふことを申上げた際に、餘り調査が細かくなる場合には、却つて逆の結果もなるとは限らんとする御説明が、いましめたが、私は今までの供出制度が合理的でないから、そういうことが言われるので、合理的な供出制度が伴ふときには調査は最も正確でなければならぬ。日本の統計には杜撰なものが多く、一年に數十萬町歩消えてなくなつたり、生まれたりする。そういう馬鹿なことはないと。もう一つ、こういう見地で調査の必要を言ふのです。將來日本が獨立國家として立つて行く場合に、農産生産、工業生産の關係をどの程度に見て行くか、農産生産がどの程度自給自足できる客觀的基礎を持つておるか、そういうふうな國の將來の國策を決定する上からも、決定的な最も正しい調査が必要だと考へております。それが一つ。もう一つ今の經營面積の大きな割合に従つて供出量が輕くなるというところは、極めて不合理でありまして、今日の五段百姓といわれる者の經營面積が少いといふことは、運命的なもので、努力が少かつたから經營面積が少いのではない。それから永久にこれらの人たちが一部經營面積の多い人たちに比べて、劣惡の地位に立つといふことは、どうしても不合理だと思ひます。

○島村重次君 今年の問題ですけれども、將來にも關係ある問題ですが、私の縣でも單作地帯がある。開墾地の調べにこの間行つた時に、こういう方法をやつておる。これは一つ將來に對する御注意を願ひたい。單作地帯であるために、麥の保有量を十なら十認めるところが、その十の中で、あとで麥で補正するからといふので七割を出さして置いて、そうして今度は、でありますから三割だけは保有量の計算に入つていない。入つてゐるが實際は出してしまつておる。その場合に今度の價格の改定によつて、安く出して置いて、全部出さしてしまつたら一〇割出さして置いて、そうして保有を七割だけにして三割差引いて出させておる。その結果は價格のギャップができて、つまり安い米を賣つて高い麥を今度の計算で出さなければならぬ。これは時代が變つたと言ひますもの、その地方の百姓はこういうことならば供出はます。出さんのだという議論がある。非常に深刻なものがあつたので、こういう問題に對する調整をどう考へていふことになつておるか、併せて伺ひたい。

○政府委員(片柳眞吉君) 島村さんのいう／＼な御意見ですが、地方調査をやるといふことにつきましては、これは私もどなたもいたしましても全く同感であります。遺憾ながら今年の今日まで進んでおります米につきましては、これは實際上やはり相當の経過してありますから、立派な状況で、やはり検査を重んじてやる以外にないと思ひます。併しその際に、その土地の地方等が勿論これはできるだけ參考にして行くべきと思ひます。尙農産生産調整法等が通りまして、植付前に生産見込みを立て責任生産制度を作る。こういう場合にはどうしても地方調査がありませんと、そういうことができませんから、その場合におきましてはかようなことを是非共實行して行きたいと思つておりますが、今年の米につきましては、遺憾ながら全面的には間に合ひかねるということでも御承願したいと思ひます。それから第二の點は

先程或る委員からも御意見がありました點で、一つ率直に御意見をお聞かせ願ひたいと思ひますが、結局例え去年の四合保有の場合におきまして關係方面といふ／＼折衝いたしたわけですが、この去年あたりの考へ方は四合の中、三合六分は、これは一應パーセントを認めて參る、四合相當分はこれを機械的にやるのでなくして、例えば米作一段歩については大體一段歩の勞作に必要な勞務加配としては何斗ぐらゐが必要であるか、こういう考へ方でやはり經營面積の大きい方はそれだけ自分の勞力も勞力も拂ひますし、又自分の家の勞力で足りませんければ、他から勞力を日傭ひして、それに食事を給して働いて貰ふ。こういう考へ方で、やはりその一段歩の人も或いは一町歩の人も全くその保有量が同じだといふことは、投下勞力が非常に違ひに拘らず、全然勞務加配が全く機械的の平等であるといふ點は、私もどなたもいたしましても研究いたしておる點であります。ただ私は遺憾ながら、こういう點はあると思ひますが、今までの委員會の委員の選定等から見ると、比較的餘裕がある考へております。こういう事實は相當あるのではないかと考へます。その意味で今同は委員會を全面的に改組して、その弊は直して参りたいといふふうな考へております。が、ともかく經營規模の如何を問はず、すべて一人當り四合といふことにつきましては、要するに米なり麥が大部分は農家の勞力の結晶であるといひながら、勞務加配が全然均等だといふ考へ方は、實際上どうであらうかといふ

會はやはり農林大臣の大體諮問機關といふことで、決議機關ではないといふことでは考へております。ただ決議機關でありまして、委員会でどうしてもこれは決議がされない。そこで割當が従前に遷延を見たという場合は、任ができませんから、かような場合にはおきましては町村長なり、道府縣知事は原案の執行ができるということにはつきりして行きたいと思ひます。

それから割當調整の問題であります。これを行政官廳、行政系統でやるのか、委員會でやるのかという問題であります。やはりこれは府縣知事なり、市町村長が委員會によく相談をしてやる建前でありまして、行政方面と委員會とがよく相談をして、この調整をして行きたいといふことで、一方に過することのないようにして行きたいと思つております。

それから最後の點は、これはちよつと御質問の點が明確でなかつたのでありますが、米の割當のきつゝい點は麥で調整しようといふのですか。

○島村軍次君 そうでないのです。もう一遍申上げますが、米の割當は、それは全部供出すると同時に、保有量の計算において、保有量の保有量に對して、その中七割を認めてあとの三割に相當する部分をやはり超過供出させる。保有量の計算において減額をしてやる。それで結局は供出量にサブラス三割のものが加わつておるといふわけでありまして、それを全部合はせて百パーセントとして計算してやる。その餘額に今度價格が上がつて、逆に麥を賣う場合には高い麥を買つてやる。こゝういふことであります。

○政府委員(片柳眞吉君) 只今の點は實は岡山縣を存じますが、岡山縣で米の供出がきつて、結局自家保有米を切つて出した。それを麥で返すといふ問題は、實は遺憾ながらまだ私どもも、高價の麥を受けておられます。その供出最中でもあるから、さういふことは縣との間で全然話を聞いておらないのであります。その邊は尙十分調べて行きたいと思つておりますが、まださういふところまでは縣と話し合ひがついておりません。

○羽生三七君 先程の島村さんの御質問と私の同じことなんです。つまり農家の自家保有分四割といふものを、經營面積に比較して多くして行くといふことが良い悪いといふ問題ではないのです。それは場合によつては經營面積によつて多少の差があつても、これは検討をしてよろしい場合もあるかも知れませんけれども、私たちはそれによつて經營面積の多い農家程減つて行くといふことは逆で、經營面積の多い農家はむしろ供出は遷延的に多くなるのではないか、自家保有分は別だと思ひますが、それは市町村における供出委員會が民主的に當該市町村において自主的に決定して差支ないのじやないかと思ひます。私共自分の村でさういふようにやつたことがあるのであります。

○政府委員(片柳眞吉君) お話の點はよく分りました。結局自家保有量が經營面積で若干變増いたしまして、供出の絕對量は無論大農家の方が多い、これは當然さういふ傾向になると思ひます。だから遷延の歩合をどの程度にするかが問題と思ひます。これは尙數學的な試算なんなりできません。

○島村軍次君 關連してちよつと一言お伺ひしたいのですが、先程、地力に對して本年度は絕對に用いられんといふことは、私は非常に遺憾であると思ふ。これをやらねば、やはり同じことにならぬ。これはなぜ政府がおやりにならんか、これは私は意見を異にする。これは政府の調べがなからといわれまうけれども、地方では相當やつていないところ。だからその地方でやつていないところは、これでおやりになつたらいいでしやう。参考に勘案するといふ指示をされた場合には、これは地力を入れません。入れなければ割當がやはり不公平になる。これが根本で、今お改めにならん以上は、結局從來の繰り返しといふことになりまして、是非共この問題は、今度の調査の場合にはつきり明示して、さうして調査がきんかからといふようなことを言わんで、これは參考資料だといふようなことを言わんで、地力を入れるといふこと、できたらんとすることはしようがないですか、これは一つ意見として申上げて置きます。

○政府委員(片柳眞吉君) 私も地力調査を全然無視するといふふうには申上げておらないのであります。できるだけこれを使つて行きたいといふことは、先程申上げた通りであります。ただ實際上今日まで相當發育をして來ておりますから、或る程度はもう立毛の状態にやはり地力は反映してゐる。ただこれから先その地帯の秋落ちをするとかしないとかいふような意味では、十分地力の關係は尊重して行きたいと考えております。

○西山龜七君 私は三つだけ御質問を申上げたのであります。政府におきましては計畫して主要食糧の確保に非常な努力なされておられると思ひますが、蔬菜を作るところ、果實その他のいろ／＼の作物をやつておられる田舎につきましては、政府はどういうふうな御方針でやられますか。かように現在のやうな經濟の事情が刻々變化をしておられる場合におきましては、この方面に相當に經濟事情によつて作物が變ると思ひますが、これに對して政府はどういうふうにお考えなされておるか。

それからも一つは、現在の基準配給量を元といたしまして食糧政策をお考えになられておりましたならば、いかなる正確な、いかなる方策を御計畫をなされましたか、私は附れて行くと思ひます。だからしてこの基準量に對しては、どうしても現在においてはお動かし方ができないかどうか。これを御尋ね申上げたいと思ひます。それからもう一つは、現在國民が皆知つておりますように、運配配給が相當あります。同令部に對して政府は、日本の國民が現在の基準量ではどうして最も限度の生活がでないといふことに對して、どれだけの努力をなされて、どれだけの程度の御了解を得られておるか、この三點につきまして御質問申し上げたいと思ひます。

○政府委員(井上良次君) 將來の食糧需給について、いろ／＼重要な御質問がございまして、大體政府といたしましては、多分この國會に上程する豫定になつております生産調整法によりまして、今御質問になりました蔬菜、果樹園等の問題も、必然にその計畫線によつて決定されると私共は考へております。大體それは次の問題に關聯いたすのであります。即ち現行政府が堅持いたしておられます二合五勺の配給基準量を、日本の供給状況から割り出して行くならば、當然基準量は堅持できないやないか、毎年この問題でござへするから、これに對して變更するの意思はないか、こゝういふやうに何つておられるのであります。大體政府といたしましては、主食で以て二合五勺を平均確保することによつて、このほか蛋白質、脂肪等を按配加配することによつて、最低のカロリーを確保したい。こゝういふつもりでおるのであります。だから現在の配給基準量を以て國民の最低の配給量とは考へておりません。食糧が更に増産されまして、又輸入の面が相當うまく進みましたならば、主食の増配をもつといふさなければならぬと考へております。併し現在のいろ／＼な事情から考へまして、この基準量を直ちに主食の場合のみに限つて増配する、或いはこれを引き下げるといふやうな考へ方は、今持つていないのであります。併しこれで足らん分は、今申しましたように、生鮮食料品、加工水産物或いは調味料等によりまして、綜合配給を確立することによつて、最低のカロリーを保障したい。こゝういふつもりでおるのであります。尙この食糧不足に對應して、政府といたしましては、聯合國に對して、どういふ一體交渉をして來たか、こゝういふ御質問のよりに承つたのであります。こゝの點に關しましては、特に片山

それでは前會に引續きまして、食料品配給公團法案及び油糧配給公團法案についてこれから審議に入りますが、この前の委員會で羽生委員その他の方から、この配給公團法案について内容を伺う前に、むしろ根本の問題は統制手段としての公團方式というものは是非と申しますか、當否と申しますか、こういうことを先ず根本的に検討し、審議をする必要があるではないかというような御意見もございました。委員長も全く同感の意を表したのであります。従つて本日は先ず統制手段としての公團方式を取るに至つた経緯なり、或いはその理由ということを掘り下げて審議をしたいと思います。食品局長がお見えになつておりますので、食品局長から伺いますが、これは場合に付つては、それで十分でございませぬければ、經濟安定本部等からも要すれば、説明を伺うことにいたしますが、先ず本日は食品局長から伺うことにいたしますから、さように御了承願ひたいと思ひます。

結局問題は統制をいたします具體的方法について、その物品が統制を必要とするかどうかということが先ず前提となる。假に統制を必要とするということになった場合に、現在の物資需給調整法のフリー・クーポン・システムで十分であるかどうか、或いはそれでも足らずに一手販賣、或いは一手買取の機關の設置を必要とするというふうな結論になったとしたらして、而も尙一手買取、一手販賣機關の設置を必要とする場合においても、現在の統制方式で十分であるかどうか、或いは十分ならば新らしい法制度は要らないのでありますが、そういうふうな統制方式、或いは提案になつておるような公團方式、もつと進んだものとしては專賣方式とか、いろいろ考えられるのでありますが、それらの考えられまするいろいろの方策について、論理的に一つ話を伺つて見たいと思ひます。そういう趣旨で御説明をお願いしたのでありますが、實は前會の際に提案理由として一應承つたのでありますが、併し何分とも朗讀説明で一向實はピンと來なかつたのと、速記録でも早くできなすればそれを熟讀する機会がございませうが、それも機会がございませんでしたので、本日これから伺うわけでありませう。

尙政府側に委員長から注文を出して置きまして、先般提案理由として朗讀せられた案は、印刷に付して當委員會の各委員の方々に御配付を願ふことにいたして置きましたから、この點は御了承願ひたいと思ひます。

○岩本哲夫君 それより以前にちよつと伺ひたいのでありますが、今、委員長からお話がありましたように、本問題

につきましては根本問題につきまする質疑が、相當多しと承知いたしておりますので、即ち政治的判斷とか、政治的處置とかいふ問題に觸れる點があると思ひますが、只今局長並びに安本の方、いわゆる事務當局の方が見えなつておると思ひますが、そういうことについても御回答を局長から得られますか。

○委員長(橋見義男君) お答えいたしますが、そういうことも私自身としてもあると思ひまして、大臣、政務次官の出席を要求いたしております。從つて事務的のことは食品局長からお答があるだらうと思ひますが、そういう政治的の點に立つた御答辯等は、大臣なり政務次官その他の方々から伺うようにいたしたらよからうと思ひます。質疑要求をいたしております。

○政府委員(三浦參郎君) それでは先般の第一回委員會で提案理由について相當詳しく御説明申し上げたつもりでありますけれども、更に從來の經過等を繰りまぜまして、二、三新しい點を申上げて御參考に供したいと思ひます。

大體公團制度を採用する決意を固めるに至りました経過といたしましては、現在のところでは御承知の通り、戰時中から引續きまして統制機關が國家總動員法によりまして、各物資についてできておつたのであります。それが終戦によりまして昨年の九月末に、總動員法はいわゆる終戦後一年というところで失効いたしましたのであります。それによつて直ぐ當時の經濟狀態といつたしまして、統制を解除してよろしいというわけには参りませんので、取敢えず臨時物資需給調整法が十月一日か

ら施行になつたのであります。その際、に割當と配給を分離する原則が立てられまして、統制については切符制によること、割當については政府が行うということになりまして、一方その當時からいへば私的獨占の禁止、私的機關による獨占は禁止されるという構想も、大體はつきりして來たのであります。して、臨時物資需給調整法に基き統制は一時的のもので、いずれはつきりした私的機關による獨占禁止の建前によりまして統制を必要とするものにつけては、法的な機關によつて統制を續けるのであつて、それ以外のものは當然公團組織か、或いは官廳組織か、要するにそういう公的機關によるもの以外には統制は續けられないという、大體の構想がまとまつて來たのであります。

大體公的機關による。政府機關がやれば勿論問題がございませぬけれども、いへば公的機關、政府の代行機關というふうな公的機關による統制は、イギリスにもアメリカにもその例があるものであります。特にアメリカの例を中心といたしまして今日までいろいろと研究を重ねて來たのであります。そうして、今日までに設立せられましたものといひましては、先般の議會を通じていたしました石油、配炭、産業復興、船舶、價格調整の各公團でありまして、その外に特別調整廳がございまして、又肥料につきましては、これはいへば法律によらずに、G H Qの特別な指令に基きまして、ゴツダム處理が施行せられて、いわゆる勅令によりまして肥料につきましてはできたのであります。そうしてこれも私が申上げるのもいがかと思

います。或いは安本から申上げるのが然るべきと思ひますが、公式的に申上げようと思ひますが、今後設立するということを決意しておりますのは、今ここに提案いたしております食料、衣料の外に、農林省關係は鹽の關係が何れ正式に承認があり次第出て参るわけでございますし、主食につきましても現在問題になつております。又他の省におきましても、大藏省なり商工省におきましても、それらの公團の設立が問題になつておる。中には現在起案しておるものもあり、そういうふうないろいろの物資について設立を見んとしつゝありますけれども、大體この公團を設立するかどうかというこの基準を何に求めるかと申しますと、大體供給が絕對に不足しておるということが一つの非常に大きなモメントとなつております。供給が絕對に不足しておるものでなければ、この公團方式による統制は必要としないわけでありませう。但し供給が絕對的に不足しておるものは、現在の日本の經濟狀態からいひまして勿論澤山ある。殆んど全部といつていいかも知れませんが、それらにつきまして全部公團の組織にしようといふことは勿論ないのであります。これが經濟再建なり或いは國民生活上に、是非必要な物資たることも、亦一つの大きな要素にいたしておるものであります。今後の經濟再建なり或いは今後の國民生活の上には、是非必要なものでなければ、これ亦公團の對象物資として取り上げるわけには行かないわけでありまして、從つてそういう意味から公團を設立する物資は極めて限定せられて参ります。

今、この二つは極く抽象的な大ざつばな

條件でございませうけれども、その外細かく入つて参りますと、公團を設立するもう一つの條件といひましては、價格或いは品質などについてプールの必要がある。これは全國的に産地が散らばつておりました、消費地も亦全國に散らばつておるということになります。その間に輸送があるわけなんでありませう。輸送するということになりますと、當然價格のプールをしななければならぬわけでありませうが、價格のプールだけではありませうが、或いはこれは價格調整公團もできておりますから、その方面だけでもよろしいわけでもありませんけれども、その外品質のプールも考へておるものであります。例へば現に提案いたしております油糧などにつきましては、いろいろの性質の油が出て参りますけれども、これを例へば工業用に供給する場合に、原料としてどういふふうに使われる場合があるかというふうな、そういう油のよ

うなものにつきましては、當然品質のプールをする必要が出て参ります。これなどは、その極く典型的な一例と考へております。それから尙供給につきまして、一定の計畫に基きたいわゆる計畫配給をするという必要も、一つの大きな條件になつて参ります。生産したから右から左にただ出せばよろしいといふものであれば問題はありませぬけれども、味噌、醬油にいたしましても、或いは砂糖にいたしましても、すべてこれは民間を通じた配給計畫を立てなければならぬわけなんでありまして、當然その間に一定期間ストックを持ち、計量的に貯蔵をして、そうして初めて計量的な配給ができる

わけなんでありまして、こういうよう
なことは單なる價格調整公團ではでき
ないことなんでありまして、どうして
も別途に配給に關する特別な公團を必
要とするわけなんでありまして、そう
いうような計畫配給をする必要から、
計畫的な貯蔵を必要とするというよう
な物資につきましては、今後公團の設
立を考へるわけなんでありまして、そ
れからただ配給統制をするというだけ
でありますれば、これはクーポン制だけ
で勿論可能なわけなんでありまして、
ただフリークーポンで考えられます物資
は、相當これは生産關係もゆとりがあ
りまして、切符制だけで消費者に迷惑
がかからないということがどうしても
必要になつて参ります。ところが現在
の、今取上げておるような物資につ
きましては、當然生産關係も非常に緊
迫でありまして、單なるフリークーポ
ン制で統制を實施するということにな
りますと、消費者に非常に迷惑がか
かる。店に買に行つてもその店にはな
い、又他の店に行かなければならん、
そこでもない、一軒、二軒、三軒、
四軒目に行つて初めて物がある。全國
的に見れば物があるけれども、果して
どの店に物があるかというところが容
易に分らないところ、實はフリー
クーポン制の大きな欠点があるわけ
であります。従つてフリークーポン
制だけで統制を實施しようというには、
相當物にゆとりがあるということが大
きな前提になつて参ると思ひます。従
つて今後この公團制を必要とする物資
には、フリークーポンだけでは統制の
十分に行かないようなものというこ
と、又一つの大きな條件にいたしてお
るのであります。こういうように供給

の絶對的な不足であるとか、生活上
り、經濟再建上の必要物資である
が、或いは價格なり品質なりにつ
いて或るブールを必要とするとか、貯蔵
しなければならん、或いは單なるブ
ール制だけでは配給統制がむずかしい、
こういういろいろな各種の條件を備
えしたものでない、初めてこの公
團制を採らうというわけなのであり
まして、現在我々の考へ方といたしま
しても、こういう官廳方式による統制と
いうものを無暗に擯けて行くとい
うものは勿論ないのであります。極
めて限定せられた意味において考へて
行くつもりでおるのであります。

そこでその次には、それでは一體公
團と従来の統制方式との間にどうい
うな遠いがある、これは衆議院でも實
は昨日も御質問が出たわけなんであ
りますけれども、どういふ點に長所があ
り、どういふ遠いがあるのかと、そこ
に例へば人員の點なり、或いは配給段
階の點なり、或いは生産者に對し、或
いは消費者に對する點などにおいて、
何らかの差があるのかというよう
なお話があつたわけなのであります
けれども、その點について極く簡単に
申し上げたいと思ふのであります。す
ば、大體統制の方式といたしまして
は、現在の統制會社なり、或いは統制
組合なりの方式と、そんなに根本的な
違いはございません。統制會社なり統
制組合が現在やつておる統制方式が、
統制の方式といたしましては大體その
ままの形において公團においても採
用せられることになるわけなのであ
ります。従来におきましてはそれ
が或いは株式會社の形において、或
いは組合の形において、私的の形に

おいて實施せられておつたわけなの
であります。それが公的のいわけ
る政府の一方の別働隊とする特別
な方針の形において實施せられるこ
となるわけなのであります。例へば
株式會社、いわゆる従來の統制會社と
いたしまして、大體その資本は生産業
者なり、或いは販賣業者の手から出
ておるわけなのであります。ものによ
りましては政府が一部出資するものも
ありますけれども、この現在問題にな
つております食糧品關係につきましては、
政府出資は今はないわけでありま
すが、大體さういふ民間出資が基礎にな
つておつたわけでありまして、従つて統
制という機構におきましては、新らし
く作らうという公團におきまして、
又現在やつております統制會社の方式
においても遠いではありませんが、一
方それが早間の出資において、いわ
ゆる營利形態において株式會社とい
うのは元來營利形態であります。營利形
態において出資するということになる
わけでありまして、それが今度はつ
きりした政府の出資といふ、政府の全
責任の下において出資せられるとい
うのであります。株式會社の形にお
いて出資するということになりますと、
例へば或る物を配給すると近頃の上
に價格の關係が變動して参りますと、
株式會社としますと、どうしても株
主に對する配當、配當でなくとも少く
とも株主に對して損失をさせないとい
うことを考へなければならぬわけであ
ります。公的機關でありながら一方に
おいてはさういふ營利的な株主に對
する利害關係がどうしても離れない性質
を、その性質として持たざるを得ない

わけであります。それが公的統制
を行うという上において、非常な大き
な困難であることは、これはもう形式
的に否定ができません。こののであり
ます。又總動員法の場合に別といたし
まして、現在のうちに單なる株式會社
組織による機關となりますと、役員も
全部株主總會……いわゆる資本の制約
を受ける、その經營も從つて株主を
總會の制約を相當多分に受けるとい
うことになりまして、その間に公的な事
業をやつて行く上において、いろ／＼
な弊害、或いは弊害とまでは行かなく
ても、その間に矛盾、ジレンマを持
ざるを得ないわけでありまして、そ
れが公團といふはつきりした政府の全額
出資による政府の全責任の下における
形になることによりまして、一應一應
されることになるわけでありまして、公
團の大きな特徴はそこにあるかと思
ひます。ただ繰り返して申し上げます
と、統制を實施して行く形におきま
してはさう大きな實質的の遠いはい
ません。職員も、いざし資料としてお
配りいたしますけれども、公團の職員
が、現在の統制會社の職員が、大體そ
の形において公團に引繼がれるわけ
でありますから、人の面におきまし
ても、又實際に物を動かす面におきま
せん。ただそれが形式的に割り切れた
形において統制が行われると、まあ言
へばさういふことが言えようかと思
ふのであります。それからこの公團にな
ることによりまして、配給の段階の面
でございまして、この公團を作
ることによつて、従來の統制機構の場
合と比べて、段階は減ることも
減ることもございせん。現在とい

しましてはそのままの形において、こ
れを公團に切り換へるというつもりで
ありまして、殖えも減りもいたしま
せん。具體的な例を申し上げますと、味
噌醬油は現在地方の各地の製造業者か
ら既往の統制會社が買ひまして、そう
してこれを中央の統制會社に更に賣り
まして、そしてそれを今度は更に一度地
方の統制會社に賣り渡して、そして末端
の小賣業者に渡す、こういう恰好に
なつておりますが、今回の公團にはそ
の地方と中央の統制會社が引繼がれる
ことになりまして、今度は公團が製
造業者から買つて、そして末端の小賣
業者に賣るということ、中央、地方が一
つになつた公團の形で運轉せられるわ
けでございまして、段階が殖えることも
減ることもございせん。又味噌とか
乳製品、砂糖なんかにつきましては、
現在製造業者から中央の統制機關が買
取つて、これを府縣ごとの卸賣機關に
渡して、卸賣業者から小賣業者に渡す
という段階を経ますが、その地
方の統制機關が公團になりますと、今
度は公團がメーカーから買つて、それ
を各府縣の卸賣業者に渡す。そうして
卸賣業者から小賣業者に渡すというこ
とになりますので、卸賣といふ段階だ
けは味噌、醬油より多いわけでありま
すけれども、それと現在がすでに多い
のであります。公團になることにより
まして、殖える、或いは減るといふこ
とは生じて参りません。従つて公團に
なるからといつて、段階が複雑になる
とか、或いは公團になることによつ
て、従來の業者の仕事をやつて政府の
統制機構が進出するというような形も
起つて参らないわけなのでございま

て、従つて例えは價格上のマージンも從來と變りはありませんし、消費者に對する迷惑という點もなからうかと思つております。

それから尙この公團組織は、先程も委員長から御指摘がございましたように、一歩進めると、いわゆる事業組織、政府專賣という形になるわけなんです。政府專賣といふ形は御存じの通り、いろいろ會計法上その他のいゝゆる日々の經濟行爲を行つて参ります上において、いろいろ複雑な手續に轉られまして、味噌、醤油、その他の日々の國民の生活必需品を扱うのは、なかなか十分でない。種々な不當の點を含んでおりますから、これは恐らく取るべきではないかと思つております。それから尙專賣といふことになりまして、これは勿論全部が純然たる政府の官吏になるのであります。さなきだに問題になつております官吏が非常に多いという點が、一層かち合はるることになりまして、その點からも相當な問題かと思つてあります。従つてそういう事實という組織によらずに、取敢えず政府の特別な機關としての公團という組織によりまして、いろいろな或る意味におきましては勿論缺點もございまして、けれども、その缺點を長所と比べました時に、秤では長所の方が重いのではないかという點から、この公團の方式を取りまして、今回御審議を煩わした次第なのであります。先般御要求になりました資料がもう間もなくできて参ると思ひます。或いは物の動き方なんかは、實際の物によつて御説明すると尙分り易かつたかと思ひますが、取敢えず甚だすい説明でございまして、

れども、以上申し上げまして、あとは御質問により申上げたいと思ひます。
○委員長(橋見義男君) 農林大臣がもう暫くするとお見えになるをうでありますが、その前に只今の御説明に對して事務的の御質問がございましたら、お願いいたします。
○石川準吉君 お伺ひいたします。今度できる公團が實際にやる仕事と、從來の全國統制會社、或いは府縣統制會社がやつておる仕事と、非常に違ひがあるんですか。
○政府委員(三堀參郎君) 仕事の上におきましては、殆んど違ひはございせん。從來の各種の統制會社なり、或いは統制組合なりがやつておりました實質上の仕事は、殆んどそのまゝの形におきまして公團に移つて参るわけになります。ただ公團法にも明記してございますように、製造業者は販賣業者というより業者關係が、今度は正式には公團と縁を切ることにいたします。又公團はその正面の目標といたして、配給のみをその正面の目標といたしてございまして、製造關係を直接の目標といたしてございせんので、その間が若干の違ひがある程度でありまして、それ以外には殆ど違ひはございせん。

○石川準吉君 公團ができましても、それが直ぐにでき上がつて動くためには、やはり全體的に相當なスタッフが要ると思ひますが、從來の地方統制機關の役員、或いは全國の役員といふものにつぎましては、その公團が若し成立すれば、見通しでございまして、これらのものを使つて行くのですか、それはどうなるのですか。
○政府委員(三堀參郎君) その點は

の前の資料としての御要求もございまして、間もなくできて参りますが、御説明申上げますと、大體食料品配給公團におきましては、中央地方を通じて、現在の統制機關の職員總数が三千五百九人です。それが今度新しく公團になることによりまして二千八百三十八人、こういう見當でございまして、勿論これは一應の見當でございまして、若干の狂ひは實際やりますと生じて参るかと思ひますけれども、一應の見當はそういうふうになつておられます。

それから油糧の方は、現在が四百五十九人。それが公團になりますと五百九十九人、この方は百四十人の増加になります。それで、油糧の方は殖えるのでございまして、これは又殖えることについて、或いは御質問があらうかと思ひますけれども、減る方につきまして、只今石川さんからの御質問で答えたいと思つておるものでありますけれども、これは減る者が全部失職するということでは勿論ございせん。現在中央の各種の統制關係は、先程申しましたように、配給關係と生産關係に對する指導をいたしておるのであります。その生産關係の仕事が今後は公團の直接の目標になりませんので、製造關係だけは協同組合を作ることになつて、現在もできておるものもありませんし、又今すでに作りつゝあるわけなんでもありますが、こういう協同組合關係にこの餘つた職員の中、相當部分が行くことになつて参ります。従つて現在の統制會社の職員は協同組合に行くか、或いは公團に收容されるか、どちらかで、殆んど失職するといふ關係はないと御承知になつてよろうかと思つておられます。

○岡村文四郎君 大臣がお出でになつてからがいかも知れませんが、先般次官から御説明の際に随分公團の必要といふものを説かれまして、承りました。が、今まで統制會社が製造部分まで入つてやつておつて、今度は配給公團で、配給の部門のみを受持つてやることになるわけですが、私共考えますのは、一體これは製造公團といふものを作るのが必要でないか、できた製品の配給はどんな適正を期することとやり得るよに思ひますが、ない品物の配給はできないので、それが一番困つた點で、その困つた點を處理するために何故製造公團を作らんか、そのことをやるのが日本の現在に最も適應するのではないか、かように考えておられますが、御意見を承ります。

○政府委員(三堀參郎君) 只今の御質問は、製造公團を何故作らないかという御話でございまして、これはものによつても非常に違ひます。味噌、醤油を例に取りまして、四千から六千の製造業者があるわけなんでありまして、これを一纏めにいたしまして製造に關する公團を作るといふことは、實際問題として恐らく不可能に近い事情はなからうかと思ひます。又それを製造公團を作ることにしまして、能率が必ずしも要がるというわけにも参りませんし、この四千から六千に垂々とするメーカーを統合するのが、實はなかなか大變なことであると思ひます。従つてこれにつぎましては、そういう必要は別問題といたしまして、まあできるかできないかという問題から考えますと、殆んどできないと言わざるを得ないのであります。それから砂糖を

例に取りますと、砂糖は黒糖は非常に小さな業者が澤山ありますけれども、ビート糖について考えますと、北海道に興産公社が一つあるだけなのでございまして、これは一つでありますので、集荷關係は極めて簡單なのであります。で、これ又そういう意味から申しますと、別段製造關係について公團を作る必要はないだろうと考えられるわけがあります。まあ今のは兩方の極端な例を申上げたわけでありまして、それ以外のことで、製造については別に公團というよりなことを私は考えておらないわけでありまして、

○岡村文四郎君 私はただ私の考えを述べただけに過ぎないのであります。述べていただければ、配給公團といふものはお作りにならなくても、現在のここに示してある物の配給は、方法は澤山あります。私が、私は配給に携わつておる者ではありませんから關係はありますが、政府が出資をして公團をお作りにならなくても、完全にできせんかと思ふ。國民に一應言わせてやるといふのが、これはやはり言葉か、はやりものによつておられますので、甚だ評判が悪いのだから、なんとか完全にできるものは餘りあひうことをしなくてもできるのじやないか。

それから二番目は、人が現在の統制組織では、一方の方は減り、一方の方は殖えるようでありまして、減るのがおかしいので、殖えるのが當然であると思ひます。これは一應減つても殖えるのは當然と思ひます。これは必らず今まで全部をうんでありますから、

例に取りますと、砂糖は黒糖は非常に小さな業者が澤山ありますけれども、ビート糖について考えますと、北海道に興産公社が一つあるだけなのでございまして、これは一つでありますので、集荷關係は極めて簡單なのであります。で、これ又そういう意味から申しますと、別段製造關係について公團を作る必要はないだろうと考えられるわけがあります。まあ今のは兩方の極端な例を申上げたわけでありまして、それ以外のことで、製造については別に公團というよりなことを私は考えておらないわけでありまして、

○岡村文四郎君 私はただ私の考えを述べただけに過ぎないのであります。述べていただければ、配給公團といふものはお作りにならなくても、現在のここに示してある物の配給は、方法は澤山あります。私が、私は配給に携わつておる者ではありませんから關係はありますが、政府が出資をして公團をお作りにならなくても、完全にできせんかと思ふ。國民に一應言わせてやるといふのが、これはやはり言葉か、はやりものによつておられますので、甚だ評判が悪いのだから、なんとか完全にできるものは餘りあひうことをしなくてもできるのじやないか。

それから二番目は、人が現在の統制組織では、一方の方は減り、一方の方は殖えるようでありまして、減るのがおかしいので、殖えるのが當然であると思ひます。これは一應減つても殖えるのは當然と思ひます。これは必らず今まで全部をうんでありますから、

れども、以上申し上げまして、あとは御質問により申上げたいと思ひます。
○委員長(橋見義男君) 農林大臣がもう暫くするとお見えになるをうでありますが、その前に只今の御説明に對して事務的の御質問がございましたら、お願いいたします。
○石川準吉君 お伺ひいたします。今度できる公團が實際にやる仕事と、從來の全國統制會社、或いは府縣統制會社がやつておる仕事と、非常に違ひがあるんですか。
○政府委員(三堀參郎君) 仕事の上におきましては、殆んど違ひはございせん。從來の各種の統制會社なり、或いは統制組合なりがやつておりました實質上の仕事は、殆んどそのまゝの形におきまして公團に移つて参るわけになります。ただ公團法にも明記してございますように、製造業者は販賣業者というより業者關係が、今度は正式には公團と縁を切ることにいたします。又公團はその正面の目標といたして、配給のみをその正面の目標といたしてございまして、製造關係を直接の目標といたしてございせんので、その間が若干の違ひがある程度でありまして、それ以外には殆ど違ひはございせん。

○石川準吉君 公團ができましても、それが直ぐにでき上がつて動くためには、やはり全體的に相當なスタッフが要ると思ひますが、從來の地方統制機關の役員、或いは全國の役員といふものにつぎましては、その公團が若し成立すれば、見通しでございまして、これらのものを使つて行くのですか、それはどうなるのですか。
○政府委員(三堀參郎君) その點は

の前の資料としての御要求もございまして、間もなくできて参りますが、御説明申上げますと、大體食料品配給公團におきましては、中央地方を通じて、現在の統制機關の職員總数が三千五百九人です。それが今度新しく公團になることによりまして二千八百三十八人、こういう見當でございまして、勿論これは一應の見當でございまして、若干の狂ひは實際やりますと生じて参るかと思ひますけれども、一應の見當はそういうふうになつておられます。

それから油糧の方は、現在が四百五十九人。それが公團になりますと五百九十九人、この方は百四十人の増加になります。それで、油糧の方は殖えるのでございまして、これは又殖えることについて、或いは御質問があらうかと思ひますけれども、減る方につきまして、只今石川さんからの御質問で答えたいと思つておるものでありますけれども、これは減る者が全部失職するということでは勿論ございせん。現在中央の各種の統制關係は、先程申しましたように、配給關係と生産關係に對する指導をいたしておるのであります。その生産關係の仕事が今後は公團の直接の目標になりませんので、製造關係だけは協同組合を作ることになつて、現在もできておるものもありませんし、又今すでに作りつゝあるわけなんでもありますが、こういう協同組合關係にこの餘つた職員の中、相當部分が行くことになつて参ります。従つて現在の統制會社の職員は協同組合に行くか、或いは公團に收容されるか、どちらかで、殆んど失職するといふ關係はないと御承知になつてよろうかと思つておられます。

○岡村文四郎君 大臣がお出でになつてからがいかも知れませんが、先般次官から御説明の際に随分公團の必要といふものを説かれまして、承りました。が、今まで統制會社が製造部分まで入つてやつておつて、今度は配給公團で、配給の部門のみを受持つてやることになるわけですが、私共考えますのは、一體これは製造公團といふものを作るのが必要でないか、できた製品の配給はどんな適正を期することとやり得るよに思ひますが、ない品物の配給はできないので、それが一番困つた點で、その困つた點を處理するために何故製造公團を作らんか、そのことをやるのが日本の現在に最も適應するのではないか、かように考えておられますが、御意見を承ります。

○政府委員(三堀參郎君) 只今の御質問は、製造公團を何故作らないかという御話でございまして、これはものによつても非常に違ひます。味噌、醤油を例に取りまして、四千から六千の製造業者があるわけなんでありまして、これを一纏めにいたしまして製造に關する公團を作るといふことは、實際問題として恐らく不可能に近い事情はなからうかと思ひます。又それを製造公團を作ることにしまして、能率が必ずしも要がるというわけにも参りませんし、この四千から六千に垂々とするメーカーを統合するのが、實はなかなか大變なことであると思ひます。従つてこれにつぎましては、そういう必要は別問題といたしまして、まあできるかできないかという問題から考えますと、殆んどできないと言わざるを得ないのであります。それから砂糖を

食料品配給公團だけが減つて油糧公團が殖えるといひますけれども、できた後では、と全面的に殖えるのが官吏機構の建前で、さうに考えられますが、本當に殖えないのですか、どうですか。

○政府委員(三堀参郎君) よく本當に殖えるの、どうかといふことを聞かれますが、人員の點につきましても、只今の見通しといたしましては、油糧の方との關係は、實は集荷の關係がございまして、現在よりも若干殖えるわけでありまして、食料品公團については殖えません。むしろ減るといふ見通しでございます。

○佐々木康藏君 三つに分けてお尋ねしたいのでございますが、公團は基本金が非常に少いと思ひますが、この借入金はどういう方法によつてどこで借りるのか、次はこの統制機關の者は殆んど採用するといふことであります。が、役員はどうなるのか、第三番目は、只今御質問になりました製造部門を何故公團にしないのかといふことに對して、局長は四千から六千ある。多いからできないのだといふ答へであります。したが、これは私納得できない問題であると思ひます。何故ならば製造部門は、どの製造部門も利益が非常に多過ぎて樂々とやつておることはもう事實であります。そのような團體は、或いはしにくいところを統制するのはいわゆる政府の公團であつて、し易いところの、子供の手の届つて右と左にさせるようなたやすいところの機關だけやるといふのでは最も不公平であります。すでに戦時時代から配給機關の者だけがえらい目に會つておる。この一例を見ますと、主官においても、

の米配給團體と精製業者との大きな隔たり……以前、米屋が糶屋を捉まえて傾の先で使つたようなものが、現在は數十萬或いは數百萬の大きな財産家になつておる精製業者の例がある。然るに米屋であつた配給部門はどうなつたかと申しますと、非常な眞無になつて、鉢巻をして前垂をかけて各家庭へ配給しなければならぬ。昔旦那さんと言われたのが、さういふ目に會つておる。これは丁度政府が子供の手を握つて右と左にさせるのと同じで、しにくいところの、利益を多く持つておるところの、精製にしても味増しにしろ、醤油にしても製造部門の者が多から公團にしないといふことは、理論が通らずして尙不公平であると考えます。この點についてもう少し込み入つた國家全體から見た御答へを願ひたいと思ひます。

○政府委員(三堀参郎君) 第一の借入金の問題であります。借入金は法律にもはつきり書いてございまして、復興金融庫から借入れるといふことになつております。それから役員でございますが、役員につきましては、これは最も慎重を要する問題でございまして、できる限りこれはもう法案の建前として政府の任命といふことになつております。ただ衆議院の方でもしばしば問題になつたわけなのでありますけれども、さういふ實際の問題をいたしましては、業界と申しますか、廣く消費者も含めた國民全體の意向を取り入れて、さうして廣く民主的な經營が得られるような機構を選ぶといふことは、これは當然だと思ひます。それから尙御論その仕事に練達し知識経験の豊富な人を持つて來ると

いふことも當然なことなのであります。思つておられます。それからこの製造關係の公團の問題でございまして、要するに我々として考えておられますのは、味噌、醤油なり或いは砂糖糖類なり、さういふようなものについて、一體どの程度に統制をすれば配給がはつきりできる、公平なるいわゆるGHQの言

う均分配給が可能かといふことなのであります。で、我々といひましたもむやみに統制を擡げて、政府の羽を伸ばすといふことは、決して策を得たものではなから思ひます。最大限度の統制の結果を収めるといふところに目標を置いておるわけなのであります。従つてその最小限度といふことか

らいたしまして、當然この一手買取り、一手賣渡といふ面を抑える。さうしてその他の點につきましては、できる限り業界の自由なる創意工夫をも働かして貰う。又末端については消費者のサービスも改善して貰うといふ仕組を取つて、さうして生産の増強なり、消費者に對する利益を圖つて貰ひたい、さういふつもりなのであります。又製造業者が非常に利益が多いといふようなお話しもございまして、これは、現在公定價格の計算等におきましては、相當はつきりした基礎を出しておられます。必ずしも製造業者がさう不當にと申しますか、或いはそれまで言へば過言言ひがかも知れませんが、さう十分な利益も收めておるとは我々は考へておりません。

い。借りることができないといふことも言われておるのであります。果してさういふ事實があるならば、一應決めた復興金融庫の資金は、現在より大きな増資をするのかどうか、これは安本の仕事になりましようけれども、現在の復興金融庫の金では、まあ澤山できるところの公團に資金を貸す餘裕があるといふことも検討を要すると思ひます。

それから二番目の役員については、國民の希望する者といふことではあります。が、最も當を得たことであるが、私の質問には當つておりませんので、現在の役員はどうなるかといふことであつて、それをはつきりして貰ふことによつて又意見の相違があります。もう一つ公團になつた場合現在の施設を借り

るというところに大體決められておるようでありまして、その借入れるところの物品、或いは家屋とかその他のいわゆる借入れるものを示し願ひたい。而も借入れるとせばどれだけの標準か、いわゆる現在の價格に見積つて、その價格によつて貸賃料を決めるのか、或いは元の帳簿價格によつて貸賃料といふものを決めるのか、これらに非常に關心を持つておるのであります。が、それも一つお伺ひしたいと思ひます。

い。いろいろ多數の公團も設立せられる計畫になつておるので、公團の運営、運轉資金については、今後公團の設立と見合つて十分に考へて参りたいといふ御答へが昨日ありました。尙このことにつきましては、更に財務當局と相談をいたしまして、遺憾のないようになつて参るつもりでございます。

それから役員の點につきましては、現在の役員で知識経験のある人、全部の役員が新らしい公團の役員になれるわけではないのであります。現在の統制會社の役員の中に、御承知のことく平取締役といふものが相當多數にあるわけでありまして、今度の公團の役員はいわゆる常勤のものでありまして、現在の役員が全部新らしい公團の役員にはなり得ないのであります。従つて現在の常勤の役員の中で、知識経験の十分なる人は勿論引續き新しくできる公團に、残つて頂く方が相當にあるかと思つております。もう一つはな

んでございまして、……
○委員長(橋見嘉男君) どういう施設を……
○政府委員(三堀参郎君) 大體統制の機關の持つております設備の中で、細かいものにつきましては勿論新しい公團で買取ります。それから建物等は、これは勿論賃借しなければならぬわけですから、公團は資金も澤山ございまして、又固定設備等は公團自身が買つたといふ建前になつておりませんので、建物等は勿論借りる建前にならうかと思ひます。その際、借入金の貸賃料の問題でございまして、これは今お話しもございまして、我々といひましたも、従来の統制會社に對しても、これはいずれ解散するので

を指くものであります。なんとあれ

わけであります。

と記されております。

ば、業務執行と監督は同一組織中にある執行権と監督権の区分が却つて曖昧であるという點が我々了解に苦しむものであります。何となれば、第十四條の末項にありますが、この「食料品配給公團の役員及び職員は、官吏に關する一般法令に従ふものとする。但し、主務大臣が、經濟安定本部事務長官の承認を受けて、給與、服務その他」云云というところが誤つてあるものであります。先程御意見がありましたように、安定本部と農林省とが交互に監督も執行もするという、その所在が明確になつておらんように我々には思われるのであります。かような點でまずまず官僚制を助長すると同時に、物という物の取扱について、從來取扱つたところの、技術的にも相當機能であるところの業者というものが全然オミットされてしまふ。すべて官僚制によつて、現在の機構を助長強化するといふことを考へますと、きに、現在の日本再建の經濟政策からいつて、まず／＼企業を助長發展せなければならぬといふような現在の状況から考へますと、配給のみの統制を強化して、生産面の助長は、只今局長からの御意見では、協同組合を作つて云々といふような點があつたのでございすが、協同組合を作りましたも、物資そのものが現在制約されておる。その物資の原料そのものが制約されておる今日、いかに協同組合を作りましたも、多量な物資が果してできるかどうかといふようなことは、協同組合を作つても、何らそこに效果がないのじやなからうか。こう思われるのであります。さうした點からいつて、生産面をそのままにしておいて、

配給面のみを強化を圖り、而も官僚制によつて、すべて統制者が役人であるといふようなことで、只今のいわゆる労働問題等を考へますと、多くの職員を擁して、まず／＼現在のよき事情では物價は上る。物價が上れば職員は生活費に不足を生ずる、さうな面になりますれば、勢ひ配給面のマージンをいふものを高めなければならぬといふようなことと同様に、現在の通信省、或いは運輸省等の職員を見ましても大きな職員組合であるだけに、それだけに減員することもできない、一方生活が苦しくなつて要求されれば、勢ひ泣く子に涙を與えないわけにいかないのと同様に、俸給といふものは上げなければならぬ。かように思われるので、この配給公團そのものも、究極するところは、多くの政府職員を擁して、而も生産面に何らの考慮を持たずに、配給面のみを統制するといふことは、我々了解に苦しむ者である。さうに思ふのであります。その點特に、今何らかの統制方式でなく、現在の事情からいつて、自主的統制の方法がないものであるかといふような點について、今一應我々は研究をいたしたいと思ひますが、これはどういふものですか。

○政府委員(三堀參郎君) 只今の御質問でございすが、生産關係につきましては、これを全國を作るか作らないかといふことは別問題といたしまして、今御指摘の通りに、要するに現在の生産……味噌、醤油にいたしまして、生産が少いのは、要するに主要な原料としての豆の減つてゐることが第一の原因でありまして、豆が殖えない以上は、又豆を殖やすためには、外國、特に滿洲からの輸入がない以上は、容易に殖えないわけでありすが、それにつきましてはそれといたしまして、できるだけの努力を政府といたしましては重ねておりますし、今後繼續けて行くつもりであります。たださういふように原料が少いといひますれば、これはどうしても少い物を、特に味噌、醤油のような重要な物については何らかの統制手段を講じて、配給の確保を圖らなければ、全國民に公平な配給ができないといふことになりまので、先程申しましたように、どうして公平な配給をするかといふところからこの公團組織を考へたのでありまして、配給の基礎である生産を確保するといふことは、公團とか協同組合とかいふような團體組織とは別にいたしまして、できるだけのことはやつてゐるつもりであります。今度の緊急對策におきまして、味噌については味噌に、醤油については醤油に、それ／＼輸入された物、又は國內産の物、でございだけの物、品目をかき集めて渡してゐるつもりであります。

○森田豐壽君 只今の山崎君の意見は、非常に私は尤もと思つて聴いたものであります。生産を考へずして配給はない筈であることはもう御承知の通りであります。この生産といふものに對しまして、これを何ら手當を十分せずして、今の御説明のような程度であるとするならば、ここに公團、食料品の配給公團を假に作つたところで、この公團がこれは人員は或いは少くても、わかも知れませんが、これは國民の喜ぶような配給公團とは言えないといふ結論に達しやしないかと考へられる。この點に對しては、生産をものに對しては、生産を多から、これを一總めにはできないとか、或いはいろ／＼な支障があるから、この方は手を付けられないといふような程度でありまして、私はこれは配給の全きを期することができない、配給の目的を達することができないといふ結論に達せられる。今度のこの公團といふものは經濟安定本部におきまして、相當統制力を以ていろいろ研究されたような節も見受けられるのであります。この點は今の局長さんの説明では、安定本部とどういふふうにと……どういふふうにと……ちよつと拙いが、これは安定本部から出た案でありまして、それともあなた所で以てお考へになつたことでありましようか、その點を一つ承りたい。

○政府委員(三堀參郎君) 公團につきましては、これは安定本部、或いは農林省といふことでなく、安定本部、農林省が一緒になつて考へたわけでありま。先程申しましたように、要するに私的團體による統制がいけないといふので、現在の統制會社、或いは統制組合等は、もう長く存続は許されな。存続は許されないとしまして、それが解散しつ放しで、あと重要な物資を放つて置くといふわけには参りませんので、何らかの形によつて統制を考へなければならぬ。さうするところからいつて、農林省も安定本部も一緒に考へた結果が、この公團といふ形に落ち付いたわけでありまして、農林省から出たとか、安定本部から出たといふ違いは別段ございせん。

○平沼驥太郎君 私も今二人が御質問なすつたことと同じで、どういふですけれども、ちよつと申上げたいと思ひますが、いろ／＼説明を伺つて、細かいことは分りませんけれども、大局的に見まして、今までのことと大して變りがないといふことを、この時期に殊更實行なさるということも、どういふわけか、ただ運賃をプールする、これまでも時代からいつて面白くないと思ひます。品質の制限、これは無理に團體を拵えなくてもできるわけ、株式會社の、即ち資本的な經濟によつてやる運賃は利益主義を本位にするからいかんといふお話でありますけれども、やはりこの利益を擧げることによつて熱心に、一生懸命働くといふことになるのであつて、これが官僚的な、官吏の統制になつたら、必ず怠ることになりますので、今お話のように、人が減るといふことは、決して今の統制から見ても、絕對にこれは、説明は減るとおつしやるけれども、減ることはないと思ひます。のみならず、世間でもいつてゐるうちに、この公團といふものは事實の基である、官僚の進出であるといふことで、國民を苦しめるといふような感情を持つてゐる。これが輿論であります。大いにこれは考へて頂いてもいいと思ひます。昨日の參議院の自由討論におきまして、青果物の集荷配給についで、殆んど自由販賣にしろといふのが大部分の意見であります。いかに統制が失敗してゐるかといふことも、これを見ても分るのであります。只今の御意見によりましては生産部門を放つておいて、幾ら統制してもやはり運配、缺點になつて效果が舉らないと思ひます。ですから一々公團を作るならば、配給公團でなくして生産公團でも作つて頂いて、この方面を重點にしてこそ始

先程申しましたように、四千幾らから六千の生産業者がありますが、横流れの量はそう多くはないと思つております。絶対にないとは申しませんが、油の横流れの量は多くはないと思つております。現在街で味噌も醤油も饅頭も買えますけれども、それは農家が自家醸造が認められておるのであります。自家醸造で作られるものも或る程度あります。そういうものが横流れ

るといふ面もありますし、又は代用醬油と稱しているかがわしい製法で作る製品もあるわけなのでありまして、我々の方から正規の原料を流しましたものは、その正規の原料から生産される製品の量というものも、おのずから数字的に出て来るわけなのでありまして、それを供出しなかつた後の原料が賈えな

いわけなんでしょうから、メーカー
といたしましては相當大きなそこに制
約を受けますので、若干の横流しと闇
行爲はありまして、そんなに大きな
量の闇、横流しというものは我々は考
えておりません。想像しておりませ
ん。又殊に砂糖とか乳製品とかいう
ものになりますと、これは工費も僅少

くなりますし、その量は誠に少くなるのだらうと考えております。

○木下源吾君 この法案を作るときにですね、生活協同組合というふうなものを作るといふ、そういう方面との連絡などはどんなことになっておりますか、それと又生産者の協同組合、そういうものを作るといふ方面との連絡は、

どうなつておるか、これをお聞きしたい。併しこれは局長にお聴きすることは見當違ひであるかと思ひますけれども、私のお聴きたい目的は、『食料』

工

品の販賣業者の指定」というのが業務にあるので、この配給を營業者に委せるといふことのこの建前については多少の疑義がある。それでお聴きするのです。その點を一つお分りになつておつたらばお願いいたします。

○政府委員(三堀參郎君) 生活協同組合法案は、この法案を作る際にはまだ我々の方には全然連絡がありませんでしたので、この法案を作る際には生活協同組合法案のことは全然考慮に入れておりません。ただその後になりまして連絡がありました。ありましたけれども生活協同組合関係のものには、要するに卸なり末端なりの現在ある販賣業者と肩を並べて仕事をすることに恐らくなると思ふので、この公團と要するに結び付けばよいわけでありまして、公團と事業関係において競合するといふ面はできて来ないと考えております。又もう一つの製造関係の協同組合につきましては、これは製造業者が集つて、それ／＼各地、或いは現在においては全國で協同組合を作るべく現在もやりつゝあります。中にはできたものもございます。

○木下源吾君 續いてお尋ねします。この場合に私的獨占企業というよりなものがある。そうして今日の實情であればどういふ公團のできることもまた止むを得ないと思ふ。従からの一般の考え方であれば非常に不合理な點もあるけれども、なにせ今我々がこれをいけなかつて候に否決して見たところが、これに代る妙案がない限りにおいては仕様がなないか、いろいろ生産の問題等については議論も皆あるところでありまして、併しながら生産は生産として、こ

れは育成して行く。又別の問題でやらなければいけないといふこと、消費者が(提燈持ちを止めろと呼ぶ者あり)満足をするような行き方ではなければならないのであるから、ただその點においては統制會社以前の利益がなくなるけれども、これに携わるいろいろの機關が冗贅をかけて、消費者にこれを轉嫁するといふのであるならば、これは大いにこの點は警戒せにやならんし、又是正する方法を考えにやならん。いろいろ先程からお聴きして、おる

と、昨日もあれ程議論があつたが、皆自由販賣だ、これは御尤もなわけで、たつた一人といふのは私だけであります。これはその點の數が議會で多かつたからといふことで私は片付けられぬものではない。丁度腸チフスの患者が今死ぬか生きるかといふときに、物を食わせれば、食いたいといふ者に與えれば死ぬことが分つておつても、賃金を貰つておる看護婦はさ程にまでこれには關心を持たないで與えるかも知れない。我々自身愛と親身の者はこれをやれば死ぬんだといふ實情に直面して、なんぼ患者が今苦しいからと言つても我々はやらねえと思ふ。これは大方の御意見は私は御意見として尊重するけれども、

○委員(楠見義男君) 今は討論ではなくて質問です。
○木下源吾君 そこで私は少し長く言つておるから問題になるんだけれども、皆の話を断片的なものをくつつける、こういうことになるので、(簡單に呼ぶ者あり)餘り長くならないで、これで結構でござる、こういうやうに行かなければ、誰かやつて見ても(反對だと呼ぶ者あり)仕様がなないぢやないかと思ひます。(言論の自由を封鎖するやうなことは止めろ)と呼ぶ者あり)

○板野勝次君 只今のやうな委員の方の意見の出るのも、大臣がやつて来て、公團の問題についてもうちよつと突込んで見解等を伺わないために、勢い問題が事務的な問題で一應済んだ形なので、できれば速かに大臣に出席して貰うやうに取計らつて貰いたいと思ひます。

(賛成と呼ぶ者あり)
○委員(楠見義男君) ちよつとそれぢやお語りいたしますが、最初大臣は二時半から三時半までの間にお見えになるといふことで連絡がございました。先程少し遅れるが今直ちに來るといふことでございましたが、一向にお見えになりません。それで大體事務的の質問については終了したように思ひますので、尙御検討の上、更に事務的な質問があれば、この次にいたして、本日はこの程度で散會いたしたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)明日は午前十時から開きたいと思ひます。午前中は本日の午前の續きをいたしたいと思ひますが、皆さんの御意見によつて、或は明日午前から直ちにこの問題に入つてもよいと思ひますが、一應お語りいたしたいと思ひます。

○門田定藏君 明日お開きになれば、本日の午前中の續きを、不徹底で終つておるのであるから、明日それを續續して頂きたいと思ひます。(賛成と呼ぶ者あり)
○委員(楠見義男君) それでは明日の午前は本日の午前の續きを印刷物を頂きまして、それでやり、午後は公團をやる、(いろいろことにはいたしたいと思ひます。

○木下源吾君 これはいつまでも繰返し繰返し誰からも、何人から同じことを聴くのですか……
○委員(楠見義男君) これは實はまだ時間にして見ると、食料品配給公團は三時間とやつていないのです。
○木下源吾君 三時間の質問でもう大抵よい加減じやないですか。(あなたに否決するからよい加減でいいのだ、)納得の行くまでやらなければいかん)と呼ぶ者あり)

○委員(楠見義男君) それでは本日はこれで散會いたしまして、明日は午前十時から開きます。
午後三時三十五分散會
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君
理事 木下 源吾君
委員 太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 龜七君
平沼 彌太郎君
岩木 哲夫君
木村 三郎君
佐々木 鹿藏君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村 文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村 眞一郎君
山崎 恒君

○委員(楠見義男君) それでは明日の午前は本日の午前の續きを印刷物を頂きまして、それでやり、午後は公團をやる、(いろいろことにはいたしたいと思ひます。

政府委員 板野 勝次君
農林事務次官 井上 良次君
農林事務官 三堀 參郎君
(食品局長)
食糧管理局長官 片柳 眞吉君
八月一日日本委員會に左の事件を付託された。
一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百五號)
一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百九號)
一、蠶繭の増産に關する陳情(第百十五號)
一、養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第百十六號)
一、農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百十九號)

(陳第百五號)昭和二十二年七月十四日受理
農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情
大分縣遠見郡中山香町農業會長 豊田彦司外五百二名(外三十三件)
この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。
(陳第百九號)昭和二十二年七月十六日受理
農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情
新潟縣刈羽郡高田村農業會會長 飯塚知信外二百六十八名(外三十二件)
この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

（陳第百十五號）昭和二十二年七月十七日受理

蠶繭の増産に關する陳情

富山縣夏秋蠶増産協議大會議長 堀四郎

蠶絲業の重要性に鑑み、蠶繭の増産にまい進するため、本大會で決議した申告せ及び要望事項であるところの、桑苗肥料の増配、桑園の増殖、繭檢定所の機能促進、蠶業技術員の助成、蠶繭資材の増配等の實現につき高配を願いたいとの陳情。

（陳第百十六號）昭和二十二年七月十七日受理

養蠶協同組合法の制定に關する陳情

德島縣阿波郡久勝村下喜來養蠶實行組合長 塩田万太郎外七名

養蠶協同組合法の立案に際し、養蠶の農業者中に占める特殊的性格に鑑み、獨立した養蠶協同組合法を作ることが蠶絲業の復興發展を速かにするものであることに著目して、これが制定に盡力されたいとの陳情。

（陳第百十九號）昭和二十二年七月十八日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情

岩手縣東磐井郡松川村農業會會長 中村政外二百三十六名（外三十八件）

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

昭和二十二年九月四日印刷

昭和二十二年九月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局